

平成 26 年 12 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 ロックオン
(コード 3690 : マザーズ)
代表者 代表取締役社長 岩田進
問合せ 専務取締役 又座加奈子

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年11月14日開催の取締役会において、平成26年12月22日開催の当社第14回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。

なお、同定時株主総会におきまして、「定款一部変更の件」が上程され、承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) その他、字句の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
(1) コンピュータに関するシステム開発及び販売	(1) (現行どおり)
(2) 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業 (新設)	(2) (現行どおり)
(新設)	(3) <u>インターネットのホームページの企画及び制作</u>
(新設)	(4) <u>広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業務</u>
(新設)	(5) <u>インターネットによる広告の販売及び情報の提供</u>
(新設)	(6) <u>コンサルティング業務</u>
(新設)	(7) <u>マーケティング業務</u>
(新設)	(8) <u>セミナー・研究会等の講演及び運営業務</u>
(新設)	(9) <u>各種催事の企画、製作、運営</u>
(新設)	(10) <u>書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売</u>
(新設)	(11) <u>有価証券の取得、保有、投資及び運用</u>
(新設)	(12) <u>投資業、投資運用業及び投資助言・代理業</u>

(新設) (新設) (3) 以上各号に附帯する一切の業務	(13) 投資事業組合財産の運用及び管理 (14) 無体財産権(著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)の取得、使用許諾、売買、譲渡及び管理 (15) 以上各号に附帯する一切の業務
(基準日) 第 12 条 当社は、毎年 9 月 30 日の最終株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (省略)	(基準日) 第 12 条 当社は、毎年 9 月 30 日の最終株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (現行どおり)
(招集) 第 13 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に召集し、臨時株主総会は必要がある場合に召集する。 2. (省略)	(招集) 第 13 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に召集し、臨時株主総会は必要がある場合に召集する。 2. (現行どおり)
(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. (省略)	(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)
(監査役の任期) 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. (省略)	(監査役の任期) 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための取締役会決議日 平成 26 年 11 月 14 日

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 12 月 22 日

定款変更の効力発生日 平成 26 年 12 月 22 日